

新産業ゾーン企業団地立地協定書（案）

岡山市（以下「市」という。）と（以下「会社」という。）とは、会社が、岡山市豊地区内の岡山市新産業ゾーン企業団地に事業所を建設し、操業することについて、次のとおり協定を締結し、信義に従い、誠実にこれを遵守するものとする。

（事業所の建設等）

- 第1条 会社は、市から取得する新産業ゾーン企業団地 第13-1号企業用地に、別紙1の事業所建設計画に基づいて事業所を建設し操業するものとする。
- 2 会社は、経済情勢の変動その他の理由により、前項の事業所建設計画の内容に重大な変更を加えようとするときは、あらかじめ文書により市と協議するものとする。

（事業所の建設等への協力）

- 第2条 市は、地域社会の発展に配慮しながら、会社が行う事業所の建設及び操業が円滑に行われるよう協力するものとする。

（従業員の優先採用）

- 第3条 会社は、会社の事業に必要な従業員については、できる限り西大寺地区をはじめとした市内から優先的に採用するものとし、市は、これに協力し、かつ、支援するものとする。

（地元産業の振興等）

- 第4条 会社は、事業所の建設及び操業のために必要とする物資を、できる限り地元から調達するほか、地元企業を活用する等地元産業の振興に寄与するものとする。
- 2 会社は、事業所の操業を通じ、自らの技術の向上に努め、将来にわたって当該事業所の一層の拡張と充実に努力するものとし、市はそのための支援を行うものとする。

（公害の防止等）

- 第5条 会社は、事業所の建設及び操業を通じて公害を発生させないよう施設の整備を図り、事業所用地の緑化、事業所用地内における景観の統一等環境保全に万全を期するものとする。
- 2 前項の規定による公害防止及び環境保全に関しては、市及び会社は協議のうえ、必要に応じ、別途、岡山市環境保全条例に基づく環境保全協定等を締結するものとする。

(紛争の処理)

第6条 会社は、事業所の建設及び操業に関して紛争を生じたときは、誠意をもって解決するものとし、市は、必要に応じて、その紛争解決に向けて、あっせん、調停等を行い、その解決に協力するものとする。

(疑義の決定)

第7条 この協定に定める事項に関して疑義を生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、市及び会社が協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市及び会社記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

市 岡山市大供一丁目1番1号
岡山市
岡山市長 大 森 雅 夫 印

会社

印

別紙1

事業所建設計画書

名称

立地場所 岡山市東区西大寺新地128番5、133番9、170番6
(新産業ゾーン企業団地施設用地 13-1)

敷地面積 13,944.44㎡

区分	第1期	第2期	備考(最終)
着工	令和 年 月		
操業	令和 年 月		
投資額	億円		
建物	構造		
	面積	㎡	
従業員	人		
年間取扱額	億円		
事業内容			